い仕事を行っています。 金は大切な財源となります。 税金に対する理解を深めてもらうため、市・県民税の仕組み について紹介します。

•

○所得割…10%(市民税6%、県 民税4% 3、500円、県民税1、50 ○均等割…5、000円(市民税

納付方法

自営業の人などは、納付書や口

賞通徴収

課税の仕組み

月1日現在の住所地で課税されま 成31年1月~令和元年12月の所得 から税額を計算して、令和2年1 **令和2年度の市・県民税は、平**

ています。 担する「均等割」と、所得に応じ て負担する「所得割」で構成され 市・県民税は、一定の金額を負

額を納付します。 所や家屋敷などがある人は均等割 住所のある人は均等割と所得割の 合計額を、本市に住所がなく事業 **令和2年1月1日現在で本市に**

ます。 す。また、年金支払者から送付さ 知書で特別徴収額をお知らせしま れる年金振込通知書でも確認でき 対象者には、税額決定(納税)通

年金の支給が停止された場合や

税税額決定(納税)通知書」は6月 す。令和2年度の「市民税・県民 座振替で年4回に分けて納付しま 15日別に発送しました。

てお知らせします。 税額などは、給与の支払者を通じ に分けて給与から差し引かれます。 は、6月から翌年5月までの12回 サラリーマンなどの給与所得者

公的年金からの特別徴収制度

上で、一定の条件を満たした年金 差し引かれます。 所得者の市・県民税は、年金から 令和2年4月1日現在、65歳以

徴収となります。 税の特別徴収は中止となり、普通 れなくなった場合には、市・県民 介護保険料が年金から特別徴収さ

れます。

課税されない人

均等割も所得割も課税されない人

○生活保護法の規定による生活扶 ○未成年、または障害者控除・寡 婦(夫)控除などを受けている人 助を受けている人

○令和元年中の合計所得金額が次 額」が125万円以下の人 で、令和元年中の「合計所得金 の計算式で求めた金額以下の人 (28万円×(扶養人数+1)+16

所得割が課税されない人

万8、000円*)

○令和元年中の「総所得金額等」が 32万円*) 次の計算式で求めた金額以下の 八(35万円×(扶養人数+1)+

*計算式中の「16万8、000円」 場合に加算されます と「32万円」は扶養親族がいる

皆さんからの質問にお答えします

Q1

市・県民税がかかる収入の基準を教えてください。

A1

給与収入のみで扶養者がいない場合、1年間 (前年の1~12月)の総収入が93万円を超え ると課税されます(本市の場合。市区町村に よって異なる)。

Q2

令和2年3月20日にA市からB市に引っ越しました。令和2年度の市・県民税はどちらに納めるのでしょうか。

A2

令和2年1月1日現在の住所はA市であるため、 令和2年度はA市に納めることになります。

Q3

大学生の子どもがアルバイトを始めました。 扶養控除の範囲内となる収入は130万円未満ですか。

A3

130万円未満というのは、一般的に社会保険の扶養に入ることができる基準であるといわれています。市・県民税や所得税の扶養控除の範囲内となる収入は、給与収入の場合103万円以内です。

Q4

令和2年3月に退職し、市・県民税を一括で納めましたが、令和2年度の税額決定(納税)通知書が届きました。なぜですか。

A4

退職時に支払ったのは、毎月の給与から特別徴収されるはずだった平成30年中の給与所得に対する市・県民税です。今回届いたのは、平成31年1月から令和元年12月の給与所得に対する税額の通知となります。なお、令和2年1~3月の退職時までの給与所得に対する市・県民税は、令和3年度分として翌年に課税されます。

Q5

ワンストップ特例制度を利用してふるさと納税を した分については、確定申告や市・県民税申告で 申告する必要はありますか。

A5

確定申告や市・県民税申告をする場合は、ワンストップ特例制度を利用したふるさと納税分も含めて申告しなければなりません。

Q6

夫が令和2年1月2日に亡くなりましたが、令和2年度の税額決定(納税)通知書が届きました。納める必要はありますか。

A6

令和2年1月1日現在で存命でしたので、市・県民税が課税されます。この場合は、相続人が納めることになります。

所得税の確定申告の申告期限延長による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、所得税の確定申告の申告期限が4月16日まで延長されましたが、延長後の期限内に申告していても、申告内容が令和2年度市民税・県民税当初納税通知書に反映されない場合が

あります。この場合、後日申告内容を反映し、税額更正を行った通知書を改めて送付します。また、市・県民税の情報を用いて決定している保険料などにも影響する場合がありますので注意してください。

※くわしくは市民税課(☎20-1513)へ。